

様式第 1 号（第 3 条関係）

【足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」】会議録

会 議 名	足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」 (令和 5 年度第 3 回)
事 務 局	子ども家庭部 子ども政策課
開催年月日	令和 6 年 3 月 2 2 日（金）
開 催 時 間	午前 1 0 時～
開 催 場 所	足立区役所 中央館 8 階 特別会議室
出 席 者	(計 名) (部会員) 齊藤多江子、小林尚子、片野和恵、西方榮、馬場新太郎、古庄宏吉、 大西洋平、宮本明彦、楠山慶之、依田保、上遠野葉子、久米浩一 (特別部会員（意見表明者）) 小谷博子、高祖常子、三浦昌恵、首藤広行 (事務局) 子ども政策課長 安部嘉昭 (関連部署) 住区推進課長 江川博文、私立保育園課長 蜂谷勝己 子ども施設運営課長 柳瀬晴夫、子ども施設入園課長 平塚晃夫 (敬称略)
欠 席 者	中嶋篤子
会 議 次 第	別紙のとおり
資 料	議事内容（議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他） 1 審議・調査事項 (1) 特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認について ＜子ども政策課＞ 2 報告事項 (1) 令和 6 年度学童保育室の入室申請受付状況について ＜住区推進課＞ (2) 足立区学童保育室整備計画の見直しについて ＜住区推進課＞ (3) 足立区待機児童解消アクション・プランの改定について ＜私立保育園課ほか＞ 3 情報連絡事項 (1) 認証保育所及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について ＜子ども施設指導・支援課ほか＞

	(2) 私立幼稚園、認定こども園に対する指導検査の実施結果について く子ども施設指導・支援課ほか> (3) 足立区子ども施設指定管理者の評価結果について く子ども施設運営課> (4) 令和6年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用 状況について く子ども施設入園課> (5) 企業主導型保育を含む認可外保育施設利用者への利用費補助拡充 (案) について く子ども施設入園課> (6) 小規模保育への保育従事者配置に対する補助要件の緩和(案)につい て く子ども施設入園課> (7) 児童虐待防止推進月間の事業実施結果について くこども家庭支援課>
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

安部子ども政策課長

皆さん、おはようございます。少し早いですが、皆様そろいましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます。子ども政策課長の安部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて進めさせていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に郵送させていただいておりますが、皆様お持ちでしょうか。お持ちでない場合は、事務局までお申し出てください。大丈夫ですかね。

また、本日、机上に配付をさせていただいている資料でございますが、2点ございます。別紙1、子ども支援専門部会委員名簿、別紙2、事前質問に対する回答でございます。不足等はございませんでしょうか。

では、ただいまより子ども支援専門部会を開催いたします。

この専門部会は、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会設置要綱第5条第1項により、過半数の出席により成立いたします。本日は、皆様ご参加いただいておりますので、会議は成立しております。

また、本日の会議は、足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱に準じて、傍聴席をご用意しております。会議中は、録音、写真、ビデオ撮影等は禁止となっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議事の円滑な進行に、何とぞご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

ご発言いただく場合は、申し訳ございませ

んが、手元のマイクのボタンを押していただき、名前をいただいてからお話してください。お話を終えたら、再びマイクを押していただければと思います。

それでは、齊藤部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

齊藤部会長

本日の案件は、審議・調査事項が1件、報告事項が3件、情報連絡事項が7件となっております。

本日の会議終了時刻は11時頃を予定しております。各項目のご審議に当たりまして、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、審議・調査事項と報告事項のみ、事務局より説明いただきます。情報連絡事項は、事前にご覧いただいていることを前提に説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、各案件に対する事前質問への回答は、その都度ご説明いただきます。

まずは、審議・調査事項（1）特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認についてを、安部子ども政策課長より説明をお願いいたします。

安部子ども政策課長

子ども政策課長の安部でございます。

お配りしている資料の右肩、審議・調査事項（1）と書いてある資料の1ページ目をご覧くださいませでしょうか。件名は、特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認についてでございます。

令和27年度から開始されております子ども・子育て支援制度におきまして、私立幼稚園につきましては、各園の判断で新制度のほうに移行していただくか、または移行しな

い園とに分かれております。令和5年度時点で、移行園は21園、移行していない、いわゆる私学助成園は29園となっておりますが、令和6年4月から福寿院幼稚園が新制度のほうへの移行を希望しております。

新制度の移行に当たりましては、利用定員を定める際に、子ども支援専門部会において意見をお伺いする必要がありますので、今回審議事項として上げさせていただいているところでございます。

項番1、園の状況についてでございますが、福寿院幼稚園の所在地や定員等につきましては、次のページ、2ページに記載をさせていただいているとおりでございます。こちらに、定員と利用実績等を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

1ページに戻っていただきまして、項番2、一番下のところでございます。新制度移行に当たりまして、必要な職員配置等につきましては、区のほうで確認をさせていただいております。4月1日から新制度に移行することについて、問題ないことを確認しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、この案件について、ご意見等はいかがでしょうか。

小林委員、お願いします。

小林委員

小林と申します、よろしくをお願いいたします。

大変勉強不足で申し訳ないんですけども、子ども・子育て支援新制度において、新制度移行園と私学助成園とございますけれ

ども、その違いというか、そういう制度の違いをお聞きしたいのが1点と、将来的には、私学助成園が新制度移行園に移行することを前提としているのかどうかというのをお聞きしたいです。

安部子ども政策課長

子ども政策課長です。ありがとうございます。

まず、違いについてでございます。

まず、新制度に移行していないのは私学助成園と書いてありますが、これ、助成等補助するのは東京都がメインという形になっております。新制度に移行しますと国の制度になりますので、いわゆる施設型給付という形で、各園のほうに国と区のほうで補助金の利用料等を負担しながら、現状支援補助をしているという形になってございます。

実際に大きな違いというのはあまりなくて、基本的に幼稚園ですので、新制度であろうと旧制度であろうと、保育園のように区を通してではなくて、保護者様が直接園に申込みをしていただいて、契約等をしていただく形等になりますが、新制度に移行すると、いわゆる応諾義務というのが発生します。申込みがあると、条件はありますけれども、基本的に応諾をする義務が発生するでありますとか、新制度に移行すると、区の関与がちょっと強くなりまして、いわゆる施設に指導検査という形で区が直接入ったりというところで、違いが出てくるところでございます。

最終的に、旧制度が新制度に全部移行するかというところでございますが、今ちょうど、ようやく半々ぐらいになっているところでございますが、区としましては、必ず皆さん移行してくださいというご案内はしておりませんので、今後どうなるかというところは、正直不透明なところはあります。

小林委員

ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

片野委員。

片野委員

片野です、よろしくお願いします。

この移行する理由、園のほうに移行を希望する大きな理由は何でしょうか。

安部子ども政策課長

先ほど、区のほうからいろいろ、いわゆる運営費の補助ですね、運営費の補助をさせていただいております。旧制度と新制度で、旧制度は若干計算の仕方が違ったりしています。制度設計上、国のほうは、基本あまり差がないようにはつくってはいるんですけれども、結局新制度に移行すると、お預かりしている園児が、ある程度規模が少なくなってくると、園児数が少なくても応援できるような形で、若干計算方法が変わってきます。

そういったいろいろな条件を各事業者様のほうで計算をしていただくと、新制度のほうで運営上、ある程度柔軟というか、余裕が出てくるところがありますので、そういった判断をしていただくと、新制度のほうに移行したいというご要望が上がってくるといった形になります。

片野委員

今、大体働く方が多くなってきて、保育園にどんどん入られるようになってきて、幼稚園、多分かなり厳しいんだと思うんですね。

これ、ずっとこの制度というのは継続することができるものなのでしょうか。ただ希望

すれば、ずっとそれは受理されて、補助が受けられるという形なんではないでしょうか。

安部子ども政策課長

今のところ、そういう仕組みになっております。

片野委員

ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、異議のないものとさせていただきます。

では次に、報告事項に入ります。

報告事項（１）令和６年度学童保育室の入室申請受付状況についてと、報告事項（２）足立区学童保育室整備計画の見直しについて、また、事前質問がありますので、それについても回答をお願いします。

それでは、江川課長、お願いします。

江川住区推進課長

住区推進課長の江川でございます、よろしくお願いいたします。

では、私のほうから、まず３ページになりますけれども、令和６年度学童保育室の入室申請受付状況についてご説明をさせていただきます。

令和５年１１月６日から１２月１日まで行いました一斉申請の受付状況をご報告するものでございます。

表をご覧くださいいただければと思いますが、令和６年度の部分の真ん中あたりになりますが、受入れ可能数が５，５０３名に対しまして、今回の申請者数が５，９１１名になっております。前年度に比べますと、３６７名の増と

なっています。また、超過数につきましても408名というふうになっております。

4ページをご覧ください。

項番2が地域別の申請受付件数でございます。記載のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

項番3、受付方法別の件数ですが、今回からオンライン申請を始めておりまして、23.9%、おおむね4人に1人の方がオンラインでの申請をされております。

項番4ですが、問題点、今後の方針としまして、昨年度に比べまして、申請者数が受入れ可能数を大きく上回る、そうした状況が見られております。

この状況を受けまして、5ページのほうになります。足立区学童保育室整備計画の見直しについてご報告をさせていただきます。

項番1ですが、整備計画の方針としましては、待機児解消目標時期を、これまでの令和6年9月末時点から、令和7年4月1日時点に改めさせていただきます。また、学童保育室が不足する全ての地区に整備をしていくという方針で進めてまいります。整備の手法としましては、民設学童保育室の誘致、校内学童保育室の検討、それから未利用地の活用を上げてさせていただいております。

実際の令和7年4月1日開設に向けて整備する地区につきましては、6ページになります。第一次募集、第二次募集と、2回に分けて公募をする予定でございます。第一次募集につきましては、表1にありますとおり、12地区14か所をまず行いまして、また、続いて第二次募集としまして、11地区11か所を整備していく予定です。計23地区25か所で公募を行う予定でございます。

今後のスケジュールにつきましては、7ページに記載のとおりとなっております。

説明は以上となりますけれども、いただい

ております事前質問について、別紙をご覧くださいながら、ちょっと回答させていただければと思います。

まず、1ページ目の2のところでございますけれども、令和6年度学童保育室の入室申請受付状況について、今年度、令和5年度、8地区全て整備ができていたときの超過数は、どのようなものになっていたでしょうかというご質問でございますけれども、仮に令和5年度に8地区で予定しておりました280人分を整備できた場合には、今回の令和6年度の申請状況で見ますと、超過数は128名となります。

続いて、入室できない、超過数として出ている408名はどうなるのでしょうかということ、児童館特例利用、ランドセルで児童館での居場所を確保できるのでしょうかというご質問でございますけれども、学童保育室に入れなかった方につきましては、放課後子ども教室及び児童館特例利用のほうをご案内させていただいております。児童館特例利用につきましては、定員を設けておりませんけれども、場所によっては、地域によってですけれども、児童館の利用人数が多い場所もございます。引き続き子どもの放課後の居場所の確保というのは必要だというふうに考えてございます。

それから、続いての質問が、これまでの児童館特例利用の利用状況がどのようになっているかというご質問でございますが、児童館52か所ありますが、52か所全てで児童館特例利用を実施しております。

令和5年2月時点の登録者数としましては、2,383名でございます。1か所当たりの1日平均の利用者数は5名から6名程度でございます。ただ、場所によってでございますけれども、ご質問の中にございました伊興地域や千住地域につきましては、1日

平均の利用者数が13名ですとか20名、そういったところもございます。また、児童館の施設整備につきましては、私ども住区推進課が担当しております。

それから、3番、続きまして整備計画の見直しについてのご質問のほうになりますが、まず補助金等委託料をどのように増額するのでしょうかというご質問でございます。

民設学童保育室に対しまして、現在賃借料補助をしておりますけれども、その補助割合を現在の2分の1から引き上げるということを予定しております。また、その委託料等の人件費の部分につきましては、特別区における調査結果を参考にしながら、基本給ですとか補助職員の単価、賞与相当分の増額を予定しているところでございます。

それと、現在運営されております学童保育室の収支状況についてのご質問でございますが、これにつきましては、運営されている事業者により収支状況大分異なっておりますけれども、おおむね予算の範囲内で計画どおり運営していただいているところでございます。

続きまして、整備計画におきまして、対象としている年度が何を指すのかというものと、人件費等の見直しが、その対象年度も含まれるのかというご質問でございますけれども、整備計画におきましては、令和3年度当初から7年度当初に開設する学童保育室を記載させていただいております。人件費及び賃借料の見直しにつきましては、令和7年4月1日に開設する学童保育室だけでなく、これまでに開設をし、現在運営していただいている事業所も対象になります。

続いての質問が、供給過多となっている地域の見直しの計画がどのようになっているかというところでございますけれども、供給過多となっている地域というところも、幾つ

かではありますがございます。令和4年度末には、まず新田地区において学童保育室1室を閉室しております。当面は待機児対策というところが優先というふうには考えておりますが、地区ごとの動向を見ながら、定員の弾力化の見直しですとか、配置の見直しを検討していきたいというふうに考えております。

続いて、利用者が定員より少ない場合でも、定員に合わせた人員配置をしているのかというご質問でございますけれども、ここで掲載しております見直しにつきましては、定員の弾力化の見直し、それから閉室を含めた学童保育室の見直しを指しております。人員配置につきましては、国、それから区の配置基準を基本とした上で、各学童保育室の状況に合わせて、適切に配置をさせていただいております。

続きましての質問が、23地区25か所870人増の整備を完了することで、超過数がマイナスになるのかというご質問ですが、予定どおり整備が実施できれば、超過数はマイナスになる見込みでございます。

それと、この計画について、完了できるようにしていただきたいというご質問でございますけれども、これまでの募集による課題となっております人件費、それから賃借料補助の増額を実施した上で公募を行いまして、計画どおり実施できるように努めてまいりたいというふうに考えています。

それから、小学校での指定管理学童保育室の計画についてでございますけれども、現在のところ、小学校に指定管理学童保育室を新たに設置するという計画はございませんけれども、民設学童保育室の誘致等と併せまして、小学校内の施設内に設置が可能かどうかは、個別に検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、民設学童保育室の誘致、小学校内への設置、それから区の未利用地の活用というふうに記載をさせていただいていますが、全て民設学童保育室を誘致することになっているのはどうしてですかというご質問でございますが、まずは、民設学童保育室を誘致するということを基本とさせていただいております。小学校内、それから未利用地の活用につきましては、関係部署との協議ですとか施設の改修、そういったところに時間を要しますので、今後の状況を見ながら、踏まえながら検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、小学校内の設置、それから未利用地の検討状況でございますけれども、まず、小学校内の設置につきましては、各小学校の余裕教室の状況というのも把握しているところでございます。今後安全確保ですとかセキュリティ上の問題等を別に協議していきたいというふうに考えているところです。

また、未利用地の状況につきましては、ほかに活用する計画がなく、また学校から比較的近い場所について、現地確認を行っているところでございますので、活用が可能かどうかは、こちらも検討していきたいというふうに考えているところです。

それと、これだけの数の民設学童保育室を本当に誘致できるのかというご質問でございますけれども、先ほどからご説明させていただいていますが、賃借料、それから人件費補助の見直しを行って、新規事業者が応募しやすい環境を整備していきたいというふうに考えております。また、信用金庫ですとか、物件情報を持っているところについても働きかけを行いまして、その集積を図るほか、運営実績がある事業者についても声かけ等をさせていただきたいというふうに思っ

ているところです。

なお、まだこの公募については公表はしておりませんが、現時点で来年度の公募について、どういうふうに考えているのかというふうなお問合せは数件来ているというふうな状況でございます。

それと、最後でございますが、直営で開設する考えはないのかというご質問でございますけれども、現在のところ、直営で開設する考えはございません。今後利用実態の把握を行いまして、現状、学童保育室が抱えている様々な課題というものを浮き彫りにしていく中で、直営学童保育室が本当に果たすべき役割というのを検討していきたいというふうに考えているところです。

事前質問に対するお答えについては以上となります。

齊藤部会長

ありがとうございました。

次に、報告事項（３）足立区待機児童解消アクション・プランの改定についてを、蜂谷私立保育園課長より説明をお願いいたします。

なお、事前質問の回答については、子ども政策課長より説明をお願いします。

蜂谷私立保育園課長

私立保育園課の蜂谷です、よろしくお願いいたします。

私からは、資料８ページ、足立区待機児童解消アクション・プランの改定についてご説明させていただきます。

本日、別冊でアクション・プランのほうをつけさせていただいておりますが、主だった改定内容を資料８ページのほうに記載しておりますので、こちらに沿って説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

ご案内のとおり、保育園のほうの待機児につきましては、令和3年度に待機児ゼロを達成しまして、今、ほぼ待機児は解消している状況が続いているところでございます。したがって、今回のアクション・プランの改定におきましても、前年度の内容を保留したものがほとんどを占めてございます。

今年度改定した部分についてでございますが、8ページの1番ご覧ください。保育児童予測の更新でございます。毎年保育人口とか需要が変わっておりますので、直近のものを示したものでございます。

表がございまして、こちらに保育需要数、それと保育定員数というふうにございますが、いずれも保育需要数の部分につきましては、定数で十分に満たしているといった状況が続いておりますので、今現在もなお、待機児のほう、ほぼ解消しているものというふうに考えてございます。

2番の(1)でございますが、区立保育施設の入所定員抑制でございます。これについても見直しをいたしまして、今の私立園の空きが問題になっていて、その空きを埋めるために、この区立園のほうの入所抑制をして私立のほうに流したといったところの方策でございますけれども、今、私立園のほうの入所率のほうがかなり向上してまいりましたので、これに伴いまして、抑制率のほうも下方修正したものでございます。令和6年までの累計としまして361名の抑制ということで、今回の数字を伸ばしたものでございます。

ちなみに、令和4年度におきましては、515抑制する予定だったものが、今回361に見直しをさせていただいたものでございます。

(2) 番、私立保育施設の定員変更協議で

ございますが、こちら、先ほど申し上げましたとおり、私立のほうの空き対策ということで、かなり空いているところにつきましては、各施設の定員を見直すということで、待機児のところでございますが、経営支援としてのこちらの方策については、令和5年をもって一旦終了させていただきまして、令和6年度以降は、個別の施設の状況、地域の需要数等を鑑みまして、個別に協議をさせていただく形に変えさせていただきたいと思っております。

9ページの(3) 番のところでございますが、年度途中の待機の状況と対応策ということで、先ほど申し上げたとおり、年度当初におきましては、保育園、待機児解消しているんですけども、年度途中におきまして、まだ入所できないお子さんが発生しているということで、今年度におきましては、10月1日現在の数字でございますけれども、累計で50名のお子さんが入所できない状況になってございます。

こういった問題に対しまして、区のほうとしましても、10ページになりますけれども、待機児対策の取組状況ということで、ベビーシッターの利用支援であるとか、あるいは情報発信のほうの強化を進めまして、この待機児のほうの解消に努めてまいりたいと思っております。

雑駁ですが、私からの説明は以上になります。

安部子ども政策課長

引き続きまして、私のほうから、いただいた質問に対するご回答のほうをさせていただければと思います。

本日机上配付していただいた別紙の5ページをご覧くださいませでしょうか。

今ご説明させていただいた待機児童解消アクション・プランの中で、幼稚園の預かり

保育の拡充と幼稚園教諭等の確保・定着策という中身で記載をさせていただいているページがあります。その中の質問になりますが、まず、新2号認定数はどのようになっていますか、全園児数に対しどれほどの割合になっていますかという質問をいただいております。

新2号認定と申しますのは、幼稚園に行かれています園児さんで、幼稚園で行っている預かり保育をご利用いただく際に、国及び区から補助金が出ますが、補助を受け取れるかどうかの認定をするというものになっておりまして、保育園と同様、いわゆる保育の必要性ですね、ご両親共働きであるとか、保育の必要性がある場合に、新2号認定というのが認定される仕組みになっております。

その人数ですが、令和6年3月時点で1,909人の方が新2号認定を受けております。全園児数が6,044人になっていますので、利用率としては32%という形になっております。

続いての質問でございます。今申し上げたとおり、保育園については無償になっておりますが、幼稚園につきましては、預かり保育を利用する際に費用がかかります。実際に区から出る補助につきましては、上限がありまして1日450円、月にして1万1,300円を上限に補助をさせていただいておりますが、特に幼稚園の夏休み期間、長期休業中を中心に、なかなかその範囲内で利用料が収まらないケースが多々ございまして、これより出る部分については、今も保護者様にご負担をさせていただいているところでございます。なので、そこを何とかならないかというところと、今申し上げたとおり、新2号認定を受けた方に対して補助をさせていただいておりますので、その方以外にも補助の検討をしてはどうかという質問になっております。

す。

回答でございますが、新2号認定の幼稚園保護者に対する負担軽減については、国の定める上限額によって実施しており、保護者様に自己負担が生じているという認識は、区側でも持っているところでございます。各施設の利用状況、要望等を踏まえまして、こちらについては、優先順位をつけながら検討は進めていきたいというふうに考えておりまして、今現在も検討をしているところでございます。

対象の拡大につきましては、補助は保育施設の無償化に合わせて設定となっております保育の必要性がある方がご利用いただいておりますので、それに合わせてという形を取っておりますので、こちらについては、引き続き保育の認定が必要であるというふうに考えております。

ただ、昨今、誰でも通園制度でありますとか、国のほうもいろいろ保育施設、幼児教育の在り方についていろいろ検討している中で、制度の変更等も考えられますので、そちらを区としても注視しながら、そのときに見合った整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

めくっていただきまして、最後6ページでございます。保育園と同様、確保・定着策として、幼稚園教諭の方々に対しても住居借上げ支援というものと、幼稚園教諭等の奨学金の返済支援事業というのを実施しております。こちらについては、区の独自の補助という形を取っておりますが、基本的に保育園でも実施しておりまして、保育園と同じぐらいの預かり保育をしていただけるというような形で条件をつけさせていただいて、その条件に見合った園に対して、この補助をしているところでございます。

質問といたしましては、なかなか今、そも

そも幼稚園教諭の確保も難しい中で、こういった制限をつけるのではなくて、幼稚園全体に補助をしていただくことで、幼稚園教諭の確保が進んで、それが結果として預かり保育の実施であるとか、日数の拡充にもつながる形になりますので、この基準の緩和を検討してはどうかという質問になっております。

回答としましては、当補助につきましては、国が保育施設に対して実施する事業を参考に、足立区が独自に私立幼稚園に対して補助を実施しているものでございます。引き続き保育制度の動向を注視しながら、見直しも含めて補助の在り方は検討していきたいというふうに考えております。

質問に対する回答は以上になります。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、報告事項（１）、（２）、（３）の案件について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

小林委員。

小林委員

小林です。

報告事項（２）のところなんですけれども、学童保育室に入れる優先的な順位というのはあるのでしょうか。

たしか保育園ではあったと思うんですけども、待機になるか、学童保育室に入れるかというようなのがあったら、教えていただきたいと思います。

江川住区推進課長

住区推進課長からお答えさせていただきます。

学童保育室のほうにつきましても、保護者の方の働き方によって指数というものを

けさせていただいております、その指数が高い方が、基本的には優先、入室していただくことになっております。

ただ一方で、学童保育室につきましては、低学年の方の需要というのが高いという状況がございますので、１年生の優先承認というものも設けさせていただいているところになります。

小林委員

ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

高祖委員。

高祖委員

高祖です。

３つあります。住区のところですみません。

先ほど子ども政策課から、こども誰でも通園制度という言葉が出ましたが、国のほうで進め始めているというところですけども、足立区のほうはどのように取組をするのかというのが１点です。

もう一つは、学童保育のところですけども、やっぱり待機児童が出てきてしまっているというところで、保育所のところでもニーズ調査みたいなのをやっているようですけども、学童のほうは、受入れ可能数と申請者数というところでの超過というのが資料でお示しいただいていましたけれども、申込みする前に、ある程度区部のほうで把握されているのかどうか。そこが、要は、保育園に通っていた子供は、基本的に学童も多分使うだろうなというようなところはあると思うので、子ども政策課とそのあたりのニーズというところの情報横断とか連携はされているんでしょうかというのが２点目。

3点目は、先ほど古庄委員のほうからの質問の中で、4ページですね、ご回答もありましたけれども、民間学童保育室の誘致というところなんです、もちろん足立区が全部やれという意味ではないですけれども、民間だと、やはり利用料金が高くなってしまうというところもありますので、先ほどのニーズ調査のところとも関係するかなと思うんですけれども、やはり全体把握をしていただいて、働く親がもうほとんど、かなり増えているというような状況の中で、親に負担がかからないような感じで、安心して育てたいけるというところにおいて、やっぱり民間学童に頑張ってもらおうというほうを中心にするのではなく、やはり区のほうで主軸になって、学童の待機児問題というところは取り組んでいただければなというふうに思っています。

ちょっと意見的なところもありますけれども、以上です。

安部子ども政策課長

まず、子ども政策課長のほうで、こども誰でも通園制度の取組状況について、簡単にご説明させていただきます。

こども誰でも通園制度につきまして、国のほうで進めているものになりまして、主に0歳から2歳児までで、保育園等に通われていないお子さんを対象にして、そういったお子様についても、定期的に保育施設等をご利用いただいて、子育ての支援をしていくという形になりまして、実を言うと、同様の取組を東京都のほうが、多様な他者との関わりの機会の創出事業を今実施しているところでございます。区としましては、今、こちらの事業を活用する方向で考えておりまして、来年度、令和6年4月から、まずは幼稚園、私立幼稚園の2歳児を対象に、この制度を活用し

て、まずは実施してみたいというふうに考えております。

保育施設につきましては、今、待機児童解消アクション・プランがありましたが、ほぼほぼゼロになったとはいえ、まだ期中の、期間中になってくると空きが少なくなってくる中で、こども誰でも通園制度でこっこの枠も併せて用意をするというのが、区ではなかなか難しいかなというふうに考えていますので、保育施設での利用はちょっと今、見送るところで、来年度はまず、繰返しですけれども、幼稚園の2歳児からやってみようかなという形で進めているところです。

高祖委員

今のちちょっと関連して、関連してというか、今のご説明、分かったんですけれども、一応国のほうのこども誰でも通園制度というのは、それを実施することによって、要は、所属園がない子どもたちの虐待防止というか、深く言うのですね、というところの、こんな家庭を、要は通っていない、通っているかの把握をした上で、通っていない場合については、通っているご家庭ももちろん、その様子を把握するというのももちろんそうなんですけれども、通っていないところのご家庭に対しても、困難家庭だったりとか、要は、使えるのになぜ使わないのかみたいな感じのところを把握して、それを支援につなげていくというような書きぶりをしているんですよね。

なので、先ほどご説明があった、保育園にちょっと空きがないので幼稚園を活用というか、幼稚園の2歳児からという説明ありましたが、保育園でも幼稚園でもいいんですが、やっぱり、要は園に属していない子どもの把握というのも、ここはちょっと要望みたいになっちゃうんですけれども、ぜひ区

のほうとしてもちょっと積極的にやっていたきたいなというふうに思っております。

安部子ども政策課長

子ども政策課長の安部でございます。

さっき、ちょっとこども誰でも通園制度の話からそれてしまうところではあるんですけども、区としまして、そこは課題というふうな認識を持っておりまして、特に出産後は、こんにちは赤ちゃん訪問事業であるとか、生まれた出産直後のご家庭にアプローチしているんですけれども、それからそれ以降、保育施設や幼稚園に入るまでのところの支援というのが、今後我々も重要であるというふうに考えています。

特に、なかなか手を挙げて、自ら保護者様のご相談とかしていただければ、我々も接点を持ちやすいんですけれども、必ずしも皆さんそういうわけではございませんので、そこに対するアプローチというのを今後、保育所内にあるかもしれないのとは別に、今検討しているところで、令和6年4月から子ども政策課のほうに新しい係をつくって、区としてどういったアプローチができないかというのを検討していきたいというふうに考えておりますので、今後、この辺の取組についても、この部会のほうでご報告、ご相談させていただければなと思っておりますので、乞うご期待とまで言えないんですけれども、ちょっとお待ちいただければと思います。

江川住区推進課長

では、続きまして、学童保育室の部分についてお答えさせていただきます。

住区推進課長の江川でございます。

まず、申請前の状況の把握ということについてのご質問だったかというふうに思いますけれども、これまでの状況をご説明させて

いただきますと、毎年度毎年度、かなり申請率が、地域をかなり限定して学童保育室の整備というものをしておりますので、毎年度申請率が異なってくるという状況がございます。その過去の申請状況を見ながら予測を立てて、需要予測をしてきたというところがございますして、人数調査のようなものは、これまではしてきていないという状況ではございます。

ただ、今回申請者数が大幅に増えているという状況もございますので、今後、来年度組織改正もございまして、学童保育の部分につきましては、教育委員会の中に入るといってところもございますので、少し保育の状況なども参考にしながら、需要予測を立ててみたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の民間の学童保育室の利用料金等について、高いんじゃないかというご質問もあったかというふうに思うんですけれども、私どもが今回ここで誘致をする学童保育室につきましては、本当の意味での民間といいますか、学習塾のような、そういったところではなくて、区の基準に基づいて、また区の料金と同じ形でやっていただけるというものを誘致していく方針でございますので、その部分は、ほかのいわゆる区立のそういったところと同じような形で、皆様ご利用していただくということを想定しているところでございます。

高祖委員

分かりました、ありがとうございます。

齊藤部会長

古庄委員。

古庄委員

私立幼稚園協会の古庄と申します。

質問に対する答え、ありがとうございました。

たくさん学童保育については質問させていただきました。と申しますのは、ここで今年度8地区を計画した中で、実際設置できたのは1地区だけだったというところが大きいんですね。それによって、本来であれば超過数は128になるところが、現在のところ408も超過しているというところです。

来年度多くの計画をしておりますけれども、これが計画のままになっては困るなど、たくさん困る人がいるだろうなという思いで、今回たくさん質問させていただいたわけです。民間で、もちろん条件を変えて募集をするということですが、民間で全部そろえられないのであれば、学校を利用する、それから区の保有地があるならば、それを検討する、それを早くからやるべきではないかと。民間で全部できるというお考えであれば、それはそれで結構です。でも、それが前年度成り立っていませんので、ぜひその辺も含めて、早くから検討をして計画をすべきでないかと。

学校の改修に時間がかかると、先ほどおっしゃってございましたけれども、それを新しくつくるほうがもっと大変だろうと思いますし、また、学童の児童の待機も、これずっと続くわけじゃない。保育園の人数が減少を今後していくというふうに、保育室も減少していく、人口も減っていきますから、そういうことを考えたら、学校でやるというのも1つの手だと思いますね。新たに建物を建てる、またはそうしなくても、そこを元へ戻せばいいわけですから、そういったところも含めながら、計画を早めに進めていっていただきたいなど。計画したものが全部実施できないと、待機児さらに増える可能性が大きいです。ぜひその辺を考慮していただいて、計画完了に向けて進めていっていただきたい、そういう

思いであります。

どうぞよろしく願いいたします。

江川住区推進課長

ありがとうございます。私どもも、すみません、重ねてになってしまう部分もございませけれども、やはり、まずは民間の学童保育室を誘致をしていくというところを基本としつつも、先ほどご説明させていただきましたとおり、学校の空き教室ですとか、敷地内に学童保育室を設置できないか、また区が保有している未利用地で、なかなか場所も学校から遠いところとか、いろいろあるんですけれども、学校からの距離など、そういったところも踏まえながら、そこに学童保育室を設置できないかということも、並行して検討していきたいというふうに考えております。

特に学校の学童保育室の設置につきましては、単純に待機児対策というだけでなく、利用する方にとってみると、やはり学校の近く、学校内というところで、お子さんを預けたいという方のニーズも多いというところがございますので、そういった視点も入れながら、並行して早期に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

宮本委員ですね。

宮本委員

中学校PTA連合会の宮本でございます。

古庄先生から質問されている5ページになります。

まずは、古庄先生に関しては、このようなご質問をさせていただいて、心より感謝申し上げます。最近の中学校で、保護者会、学校行事等をやっていると、上の子は中学校です

けれども、乳幼児を連れてきている保護者が
増えているように感じます。といいますのは、
上の子が生まれたとき、まだ経済的とかの理
由で余裕がなかったんだけれども、余裕がで
きて2人目、3人目、中には8歳、10歳離
れているなんていう事例もあります。そうい
った部分では、やはり家庭でのご負担って結
構大きいと感じますので、このように金額の
負担軽減、それから申請申込み等の負担、ス
トレスもないように、ご配慮いただきたいと
思います。

ある程度回答はいただいていると思いま
すが、同じ保護者の立場からすると、まだま
だ子育てに対する負担というのはすごく大
きく感じており、子育て期間が長くなってい
る傾向を感じておりますので、今後ともよろ
しくをお願いします。

安部子ども政策課長

子ども政策課長であります。

ご質問ありがとうございます。まず、おっ
しゃるとおりのところはございますので、こ
ういった補助の拡充のような支援から、申請
とか、あるいは日々の申請時の負担等もござ
いますので、こちらについて、保育園等につ
いてはオンライン申請とかも少しずつ活用
を始めているところで、保育園なんかはもう
大分浸透してきたのかなというところまで
できているところでございます。

引き続きこういったDX等については、で
きる範囲で我々のほうも活用できる場所を
広げていって、少しでも経済的、生活的に負
担軽減につながるような取組は進めていき
たいというふうに考えておりますので、引き
続きよろしくをお願いいたします。

馬場委員

民間保育園連合会の馬場です。

十数年前から保育園は急速な勢いで増え
ていくということを見てきましたの
で、保育園にできたものが、なぜ学童ででき
ないのかというふうに思うんですけれども、
いろいろな教育現場の違いもあると思いま
すので、いろいろな要因はあると思うんです
が、あのぐらいの熱量で取り組んでいけば、
きっとできるのではないかなと、やってほし
いなというふうに思っています。

その後、まずは待機児童解消というところ
が一番の目標だと思うんですけれども、保育
園ですね、やっぱりゼロになった後は、空き
がたくさん出てしまったというところもあり
ますので、書いてありましたけれども、地
域の需要と供給のバランスを見ながら、しっ
かりその地域の状況を見ていただきながら、
整備をしていただきたいなというふうに思
います。

すみません、意見です。

江川住区推進課長

ありがとうございます。

いただきましたとおり、地域ごとによって、
状況というのは大分違うというところもご
ざいます。今、待機児童対策というところで
進めておりますけれども、ごく一部の地域に
はなりますけれども、かなり空きがあるとい
う地域も実はございますので、そういったと
ころはきちんと切り分けて、定員の弾力化の
見直しですとか廃止の見直し、そういったと
ころも進めていきたいというふうに考えて
おります。ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

片野委員。

片野委員

片野でございます。

先ほどからお聞きしていると、要するに、学童の保育の足りないところを、放課後子ども教室や児童館の特例で補うというお話が出てきておりますけれども、それに対して、具体的に夏休みも迫ってきておりますので、夏休みになったときに、具体的にどのようなことを今までと違った形で考えているのかということをお聞かせいただけますか。

江川住区推進課長

住区推進課長の江川でございます。

今年の夏休みに向けてというところだというふうに思いますけれども、確におっしゃるとおり、昨年度よりも大分待機児童が増える見込みでございますので、そこに対しての対策というのが、急いで行わなければいけないというふうに考えているところでございます。

なかなか学童保育室の整備ということだけで見ますと、難しい部分がございますので、子どもたちの居場所という意味合いで、ランドセルで児童館もそうですし、放課後子ども教室もそうですし、またその他の場所で、そういったところができないか、夏休みに向けて、庁内で検討させていただきたいというふうに、今考えているところでございます。

片野委員

具体的に、夏休み、児童館や放課後子ども教室、ほかの区ではもう夏休みずっと開設しているというところも出てきています。まだ足立区ではそこまで行き届いていないと聞いておりますので、どのような形であれば、例えば地域の力、どのように私たちが関わっていけばいいのかということをお示しいただけると、私たち区民のほうも活動しやすくなりますので、そのあたりの協議をお願い

したいと思います。

安部子ども政策課長

放課後子ども教室担当が不在ですが、大まかな視点で言うと、夏休みについてはいろんな居場所がありますので、今後放課後子ども教室とか児童館以外のところも、場所的にはあるんですね。そういうものを今検討中ですので、ちょっとしばらくお待ちいただきたい。具体的な方法というのはなかなか、まだ決定していないところがあるので言いませんけれども、放課後子ども教室が拡大すれば、それが一番いいんでしょうけれども、ちょっと今日、担当がいないので、はっきりと放課後子ども教室で全部を受入れしますって言えないので、すみません、そこはちょっとこれから、まさに検討中ですが、ちょっとこの場では言えないので、すみません。

齊藤部会長

小谷委員。

小谷委員

東京未来大学の小谷と申します。

先ほど宮本委員が、中学生のお子さんが、親御さんが乳幼児を抱えているという話が出ましたが、私も大学で教えていると、何か離婚した上に再婚して子供が、妹がすごく、10歳離れているという学生によく会うなというのを感じていて、それを見ていると、子供時代にしっかり子供時代を送れたのかなというのを、妹とか弟の世話をすごくしたというのを感じていて、これって、もしかしたらヤングケアラーの問題になるんじゃないかなって、ちょっと思いました。

やはりお母さんがお仕事中、障害を持っている兄弟なんかがいると、お母さんが買物に行っている間に、喫煙吸引の横について手伝

ったとか、そういう話は学生から聞きますので、やはり預かってくれる場所がないと、どうしてもそこで子供らしくいられないというか、親の代わりに手伝えることになってしまうので、預かり先がないということは、家にいるということ、どうしても家事労働をせざるを得なくなる状況になってしまうので、やはりしっかり子供らしく生きられる学童保育だったりとか、そういう親御さんの負担だけというか、見えないところで、家族の中で見えないので、そういうところをしっかりと考えてあげるべきなのかなと思って。

今、厚生労働省とかもヤングケアラーの問題を取り上げていますけれども、足立区の場合は、特にお母さんがシングルマザーで働いていたりとかいう方も多いと思うので、しっかりケアする必要があるのかなというのは思いました。

意見の1つです。よろしくお願いします。

上遠野委員

子ども家庭部長の上遠野でございます。

ヤングケアラーに関しては、様々な支援を入れていかないと、なかなかお子さんの教育であるとか、そのあたりについてもつながっていかない面があると思います。

ですので、区として、今年4月から福祉まるごと相談課をつくり、そういう様々な課題を抱える区民の支援というところで、ご相談機関が連携して取り組んでいけるような仕組みをつくってまいります。ヤングケアラーそのものも、まず、そこに気づいていただくということも重要ですので、ヤングケアラーの支援マニュアルもございますから、そのあたりの周知とともに、区としても全体的な、重層的な支援というあたりを、より充実していければというところで、相談の場所をまずつくる、そして、それぞれの機関が連携して

いくというような動きを今後してまいります。

小谷委員

ありがとうございます。

齊藤部会長

宮本委員。

宮本委員

度々恐れ入ります。中学校PTA連合会の宮本です。

今、ヤングケアラーのお話が出て、今回の趣旨とは若干それるかもしれないんですけども、例えば、私とか片野先生、三浦さんは、子ども食堂、居場所をやっている、ある一定数のヤングケアラーではないかという家庭は支援はしております。

ただ、不満として言っているものは、もうちょっと区が利用してほしいなというのは、連携してほしいなと、正直思うところであります。

以上です。

齊藤部会長

ちょっと時間も押してまいりましたので、次に進みたいと思いますけれども、学童保育のことに關しては、次年度、もう少し見通しが分かるような形で、部会の中で少し情報をいただける、今、見通しもあまり見えていないところが、多分皆様方の意見になっているところかなと思いますので、そのあたりの情報を、分かりやすく見通しがつくような形でご提示いただけると有り難いです。よろしくお願いいたします。

それでは、情報連絡事項についてです。

ここでは、一括の質疑をさせていただきたいと思いますが、ご意見やご質問、い

かがでしょうか。

小林委員

小林です。

13ページにある認証保育所の改善への内容ということで質問したいのですが、これは、幾つかこういう事件があったということだと思うんですけども、同じ園なんでしょう、それとも全部別の園なんでしょう。その辺をお聞きしたいです。

上遠野委員

子ども家庭部長の上遠野です。

保育施設の指導検査を担当しております子ども施設指導・支援課長の事務を取扱っておりますので、私のほうから答えさせていただきます。

こちら、13ページのほうに文書指摘と口頭指導というような形で記載をさせていただいておりますけれども、認証保育所に関しましては、今回17施設の指導検査をさせていただいているところでございます。

口頭指導を幾つか1つの施設で受けている場合もありますけれども、それぞれ、私どものスタッフが入りまして点検させていただいて、口頭で注意した項目等をまとめた資料でございますので、特定の施設が集中的に多かったというような形ではないです。

小林委員

ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

高祖委員、お願いします。

高祖委員

高祖です。

今のに関連しますけれども、口頭指導の1のところ、午睡のチェックというところは、つい先日も保育園で亡くなったお子さんというのがありましたけれども、ここは抜き打ちみたいな形でかなり、かなりというか、たくさんいればいいということではないんですけれども、そのような感じでチェックが入っていたりするんでしょうか。

上遠野委員

子ども家庭部長の上遠野です。

指導検査という形では、認可保育所、認証保育所等に関しましては2年に1回実施しております。それ以外に、巡回訪問という形で各施設を訪問させていただいて、こういう各園が指摘を受けたり、注意をされたりした部分については、改めて確認をしたり、また指導検査で指摘を受けた園に関しては、別途訪問して確認したりというようなことで、本当について最近も事件がございましたので、私どももそこはすごく注視しているところでございます。定期的に訪問することで施設の状況を確認させていただいているところでございます。

高祖委員

ありがとうございます。

それで、その事故というものの自体が、本当に日本中、ほかの地域でもそうなんですけれども、4月入園というのがもう一斉なので、新しく本当に乳児、0歳含めて、預かって、4、5月の事故というか、事故とか死亡とかがとても多くなっているというのは、もちろん皆さんもご存じのとおりだと思うので、本当にうつ伏せ、こんなに言われていてもうつぶせ寝にしている園もあるというところで、そこはぜひこのタイミングで、ちょっと3月ももう終わりですけれども、自治体から通達

じゃないですけども、本当に足立区からそういうのを絶対出さないみたいな感じで、ぜひちょっと徹底していただきたいなというふうに思っております。お願いします。

上遠野委員

本当に4月というのは、子供たちも新しく入ってまいりますし、また園のスタッフも新しくなるというところで、そのあたりの手順の失念であったりとか、連携が取れていなかったということでの事故が毎年起こっています。

ですので、今回、3月ではございますが、各園の園長会などでもそのあたりもお話しさせていただいております、4月に向けてぜひ取組をとお願いしてきたところです。

また、個別に文書での通知なども出させていただいておりますが、4月に向けて改めてというようなご意見もございましたので、また改めて指導をしてみたいと思います。ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

小谷委員

この議題ではないんですが、日本版DBSの問題が、法案が上がってきているんですが、足立区の方針とか、もし今後の見通しがあれば、ぜひお答えいただけたらと思います。

安部子ども政策課長

子ども政策課長でございます。

私のほうで、区立園の保育人事を担当しておりますので、私のほうから回答を、今現在分かっている範囲で出させていただきます。

日本版DBSについては、今のところ、近々法案ができて、設置するのではないかと

いう状況ではあるので、まだ具体的に自治体で何をするかというところは、まだつまびらかになっていないところなんですけれども、インターネット等の範囲になりますが、どうも子ども家庭庁のほうで、性犯罪を犯した方のその歴をデータベースとして管理をするので、そこに我々自治体のほうが照会をかけて雇用すると、新規、現職問わず、まずは確認する方向になるということなので、そういった取組をしていくのかなというところでございます。

今のところ、どうも保育園等のいわゆる公共施設は対象になるようなんですけれども、学童とか塾とかは、どうもそちらは必須ではなくて、何か認定制度のようなものを設けて、要は、うちは認定制度、認定されていてちゃんと調べているよというふうにすることで、その施設は取組をしているというのを表に出せるような仕組みになるのではないかなという状況というところまで、我々も調べる範囲で把握をしているところでございます。

いずれにしろ、いわゆる保育園等は義務という形になるようなので、何かしらしていくのかなというふうには、今把握をしているところです。

小谷委員

ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

ありがとうございます。

これにて質疑応答を終了させていただきます。貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

本日も円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

安部子ども政策課長

齊藤部会長、ありがとうございました。

事務局から、最後に連絡事項が4点ございます。

まず1点目でございます。

今までの審議の中にも何点か出ましたが、令和6年度の教育委員会事務局における、特に子ども施策関連の組織改正がございますので、少しご案内させていただければと思います。

まず、新たに学童保育課を新設いたしまして、教育委員会に入っている子ども家庭部の中に新設という形を取ります。これは、これまでも今も、今日もそうでしたけれども、様々ご意見をいただいている中で、今後も、今もやっていましたが、これまで以上に学校現場であるとか、保育と連携を強めながら、待機児童の解消も含めて学童を充実させていく必要があるというふうに考えておりますので、まずはこちらを子ども家庭部内に、学童保育課という専門の課で取組を進めていきたいというふうに考えております。

次に、幼稚園・地域保育課と保育・入園課という新しい課を新設いたします。これ、今ある課の組替えという形になりますが、幼稚園・地域保育課につきましては、今回も出ましたが、幼稚園につきましてはまだまだ利用者の方への補助等も含めて、今後支援を充実させていく必要があると、こちらも思っております。これまでは子ども政策課の中にありましたけれども、幼稚園という名称を、課名という中でしっかりお示しをさせていただいた上で、保育園現場と連携しながら、さらに充実させていきたいというふうに考えて

おりますので、幼稚園・地域保育課というものを新設いたします。

保育・入園課につきましては、これまで区立保育園を担当している課と入園事務、いわゆる保育園の入園事務を担当している課が、これまで別々だったんですけれども、今回組織改正に併せて一緒に課にさせていただいた上で、保育・入園課という形を取らせていただきたいというふうに考えております。

なお、私立保育園課というところがありますが、私立保育園課は従前どおり残っておりまして、これまで、いわゆる区立園のうち、公設民営、指定管理者が入ってやっていた園については、区立園と同じ課でやっていたんですけれども、これを機に、私立保育園課のほうで一括的にやりたいということで、こちらも担当の見直しを行っているところでございます。

来年度はこういった形でやらせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上が1点目です。

次に2点目でございます。

次回の日程についてですが、こちらまだ未定となっておりますので、日程等が決まりましたら、また改めてご案内をさせていただければと思います。

なお、次回、令和6年度につきましては、第3期の子ども・子育て支援事業計画の改定の年となっておりますので、また皆様からたくさんご意見いただきたいと思いますので、例年よりちょっと回数を多くしたいと思っておりますので、こちらもよろしくお願いいたします。

また、1月下旬から2月中旬にかけて、それに先立ってニーズ調査を実施し、今取りまとめを行っておりますので、次回開催時にニーズ調査の結果もお示しできればと思います。

すので、そのときはご審議のほどよろしくお願いいいたします。

3点目でございます。

本日の会議録についてですが、こちらは、後日委員の皆様方に送付させていただきます。内容等ご確認いただいて、誤り等がございましたら、追って事務局までご連絡をお願いいたします。

最後4点目です。

本日お車でお越しの方は、駐車券をご用意しておりますので、出口で事務局職員にお声がけをしていただければと思います。

以上、連絡事項になります。

それでは、本日の子ども支援専門部会終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。